

# 建設工事及び建設関連業務に関する入札・契約制度の改善について

【平成18年4月1日施行】

## 1 施工体制事前提出(オ - プンブック)方式の改正を実施する。

現行 1千万円以上の一般競争入札工事に適用

**改正 最下位ランクより上位工事及び最下位ランクで1千万円以上の一般競争入札工事に適用**

- ・ 原則的に最下位ランクより上位の工事及び最下位ランクで1千万円以上の工事（ダイレクト型一般競争入札工事の全て）に適用する。  
（鋼構造物工事，しゅんせつ工事，ほ装工事，その他工事の5百万円から1千万円の工事にも適用範囲が拡大します。）

## 2 建設工事における技術力を評価した総合評価方式を導入する。

現行 技術力を評価する施工能力審査型競争入札を試行している。

**改正 品確法及びその基本方針に基づき総合評価方式を導入する。**

- ・ 建設工事の一般競争入札において，価格のみの競争となっており，品質の低下が懸念されることから，価格以外の多様な要素をも考慮し，価格及び品質が総合的に優れた者と契約することにより，公共工事の品質確保が促進される総合評価方式を導入する。
- ・ 平成17年度に試行を行った施工能力審査型競争入札について，試行結果の検証を踏まえ，総合評価方式（簡易型）以外の施工能力を判断する工事に適用する。
  - ・ **総合評価方式（簡易型） 平成18年4月から導入**
    - 適用工事：**1千万円以上の工事で，技術レベルがそれほど高くない工事
    - 評価項目：**同種工事の実績，配置技術者の経験，地域貢献や簡易な施工計画
    - 落札者の決定方法：**次式による評価値が最も高い者を落札者とする。
    - 加算方式：** 評価値（100点）＝価格評点（80点）＋技術評点（20点）
    - 総合評価方式（標準型） 平成18年10月から導入
    - 適用工事：1千万円以上の工事で，技術レベルが高い工事
    - 評価項目：環境の維持，交通の確保，特別な安全対策等への技術提案
    - 総合評価方式（高度技術提案型） 平成18年10月から導入
    - 適用工事：1千万円以上の工事で，きわめて技術レベルが高く標準積算適用が困難な工事
    - 評価項目：ライフサイクルコスト，工事目的物の強度，耐久性等への技術提案
  - ・ 総合評価方式を行う場合，「総合評価方式を行おうとするとき」，「落札者決定基準を定めようとするとき」，「落札者を決定しようとするとき」に，2人以上の有識者の意見を聴くこととする。

## 3 建設関連業務の履行能力確認調査における数値的判断基準を導入する。

現行 調査基準価格＝設計価格×0.6 未満は履行能力確認調査を実施する。

**改正 失格基準価格 調査基準価格 未満 失格判断基準適用**  
**設計直接業務費×0.6 未満 失格**  
**設計諸経費×0.35 未満 失格基準 適用**  
**入札参加下位3～5者の平均業務価格×0.90 未満 失格**

- ・ 平成16年度から実施している建設関連業務の履行能力確認調査において，積算能力を有しない者の採算性や市場性を無視した入札を排除し，適正な価格への誘導を図るため，数値的判断基準を導入する。

#### 4 建設関連業務における委託業務成績調書の作成を実施する。

現行 建設関連業務における委託業務成績調書の作成を試行する。

**改正 建設関連業務における委託業務成績調書の作成を実施する。**

- ・ 建設関連業務における委託業務成績調書の作成について、平成17年度の試行結果の検証を踏まえ、委託業務成績調書の内容等の見直しを行ったことから、業務の成果における具体的な評価を行うため、委託業務成績調書の作成を実施する。
- ・ 測量・設計が設計価格500万円以上、その他は設計価格250万円以上の全ての業務に適用する。

#### 5 建設関連業務における公募型指名競争入札を試行継続する。

現行 建設関連業務における公募型指名競争入札を試行する。

**改正 建設関連業務における公募型指名競争入札を試行継続する。**

- ・ 平成17年度に試行を行った建設関連業務における公募型指名競争入札について、試行結果において入札参加意欲のある業者の参加に効果があったこと、業務成果の検証が完成検査の結果後となること、さらに、落札率における過当競争が見られることなどから、履行能力確認調査の数値的判断基準の導入を踏まえ、十分な検証結果を得るために試行を継続する。
- ・ 建設コンサルタント業務においては、技術経費率が20%の業務の一部に適用する。また、測量、調査業務等においては、高度な技術力や解析等を要しない業務の一部に適用する。

#### 6 最下位ランク工事及び建設関連業務の予定価格事前公表を試行継続する。

現行 最下位ランク工事及び建設関連業務の予定価格事前公表を試行する。

**改正 最下位ランク工事及び建設関連業務の予定価格事前公表を試行継続する。**

- ・ 平成17年度に試行を行った最下位ランク工事（1千万円未満工事）及び建設関連業務の予定価格の事前公表について、試行結果において落札率における競争性が確保されていること、落札者からの工事（業務）費内訳書の積算が適正に行われていること、さらに、電子入札システムへの適用における事務処理の検証を行うことから試行を継続する。